

# 西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱

## 第1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護（以下「訪問看護」という。）を利用する者で特に生計が困難なものに対し、当該訪問看護の利用に係る費用の一部を西東京市が補助することにより、高齢者が在宅での療養生活を継続できるよう支援することを目的とする。

## 第2 補助金の交付の対象者

西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 西東京市において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項各号又は第2条第1項各号に掲げる区分のいずれかに該当すること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。
- (3) 世帯員全員の市区町村民税が非課税であること。
- (4) 世帯員全員の前年の収入（1月から6月までに第4第1項に規定する申請をする場合は、前々年の収入）の合計が基準収入額（単身世帯の場合は、1,500,000円とし、世帯員が1人増えるごとに500,000円を加えた額）以下であること。
- (5) 世帯員全員の預貯金等の額の合計が基準貯蓄額（単身世帯の場合は、3,500,000円とし、世帯員が1人増えるごとに1,000,000円を加えた額）以下であること。
- (6) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (7) 市区町村民税が非課税の者以外の者（以下「市区町村民税課税者」という。）の扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号及び地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）でなく、かつ、市区町村民税課税者の被扶養者（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第4項第2号に規定する被用者保険被保険者の被扶養者をいう。）でないこと。ただし、市長が別に定める様式による申出があり、市区町村民税課税者の収入に著しく減少があったものとして市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (8) 西東京市が賦課した介護保険料を滞納していないこと。
- (9) 西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成16年3月31日付16西保介第2095号市長決裁）に規定する利用者負担額の軽減を受けていないこと。

## 第3 補助金の額

補助金の額は、法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準

額又は法第55条第1項に規定する介護予防サービス費区分限度基準額の範囲内とし、対象者が、第4第4項に規定する対象者として認定する期間中に訪問看護に要した法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（以下「介護サービス利用者負担額」という。）の4分の1とする。

#### 第4 対象者の認定等

対象者の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、対象者の認定に係る申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が、認定申請者の同意を得て、公簿等により添付書類の内容を確認できる場合は、当該添付書類を省略することができる。

- (1) 第2第1号から第3号までに掲げる要件に該当することを証明する書類
- (2) 第2第4号から第9号までに掲げる要件に該当する旨の申出書
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、対象者の認定に係る通知書により認定申請者を対象者として認定する旨を通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する審査により、相当でないと認めるときは、対象者の不認定に係る通知書により認定申請者を対象者として認定しない旨を通知するものとする。

4 対象者として認定する期間は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から第1項に規定する申請をした日以後最初に到来する7月末日までとする。

- (1) 第1項に規定する申請をした日の属する月の初日
- (2) 第2第1号に規定する区分の認定の効力が生じた日

#### 第5 補助金の請求等

補助金を受けようとする第4第2項の規定により対象者として認定された者（以下「補助金申請者」という。）は、補助金の交付に係る申請書兼請求書兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が、補助金申請者の同意を得て、公簿等により添付書類の内容を確認できる場合は、当該添付書類を省略することができる。

- (1) 介護サービス利用者負担額に係る領収書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### 第6 補助金の交付等

市長は、第5の規定による請求等があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の承諾に係る通知書兼確定通知書により補助金の交付を承諾する旨を補助金申請者に通知するとともに、補助金を交付し、及び補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査により、相当でないと認めるときは、補助金の交付の不承諾に係る通知書により補助金の交付を承諾しない旨を補助金申請者に通知するものとする。

## 第7 変更等の届出

補助金申請者は、第4に規定する申請の内容に変更があったときは、当該変更があった日の翌日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 補助金申請者が死亡したときは、その相続人は、死亡した日の翌日から起算して14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

## 第8 補助金の交付の承認の取消し

市長は、第6第1項の規定により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の承諾を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の承諾を受けたとき。

(2) 第2各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

- 2 前項の規定は、第6第1項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(平成24年度における対象者として認定する期間の特例)

- 2 第4第4項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月31日までに第4第1項の規定により申請をした者に係る対象者として認定する期間は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から平成25年6月30日までとする。

(1) 平成24年4月1日

(2) 第2第1号に規定する区分の認定の効力が生じた日

### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

### 附 則

(適用日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(平成26年度における対象者として認定する期間の特例)

- 2 改正前の第4第4項の規定にかかわらず、平成26年7月1日から平成27年3月31日までに改正前の第4第1項の規定により申請をした者に係る対象者として認定する期間は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から平成27年7月31日までとする。

(1) 平成26年7月1日

(2) 第4第1項に規定する申請をした日の属する月の初日

(3) 第2第1号に規定する区分の認定の効力の効力が生じた日